

仮処分決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和4年(ヨ)第30054号株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金100万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者又はその代理人に対し、その営業時間内のいつにても、令和4年9月30日時点の債務者の株主名簿を閲覧謄写させよ。

令和5年1月19日

東京地方裁判所民事第8部

裁 判 官 足 立 拓 人

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都港区芝五丁目13-13

債 権 者	リ・ジェネレーション株式会社
同代表者代表取締役	尾 端 友 成
同代理人弁護士	戸 田 裕 典
同復代理人弁護士	鈴 木 多 門

東京都台東区上野一丁目15番3号

債 務 者	株式会社ナガホリ
同代表者代表取締役	長 堀 慶 太
同代理人弁護士	太 田 洋
同	松 長 一 太
同	今 野 涉
同	沼 畑 智 裕
同	水 野 雄 介

以 上

これは正本である。

令和5年1月19日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 高橋 弘典

